

四日市市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第16号

四日市市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

四日市市旅館業法施行条例（平成24年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（社会教育に関する施設等）</p> <p>第4条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)から(7)まで （略）</p> <p>(8) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条に規定する女性相談支援センター及び同法第12条第1項に規定する女性自立支援施設</u></p> <p>(9)から(11)まで （略）</p>	<p>（社会教育に関する施設等）</p> <p>第4条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)から(7)まで （略）</p> <p>(8) <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する婦人相談所並びに同法第36条及び第39条に規定する婦人保護施設</u></p> <p>(9)から(11)まで （略）</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（健康福祉部衛生指導課）